

国民健康保険に加入の皆さんへ

国民健康保険被保険者証 (保険証)を更新します

現在使用している保険証の有効期限は11月30日(日)です。

新しい保険証(薄紫色)は、11月下旬に特定記録郵便で世帯主宛てに送付します。手元に届きましたら、保険証に記載している住所・氏名・生年月日などを確認するとともに、国保に加入している世帯員全員分の保険証があるか確認し、大切に保管してください。

なお、国保税を滞納している方は、窓口で交付します。

新保険証は12月1日から 使用してください

12月1日(月)以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、新しい保険証を提示してください。

有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成27年11月30日ですが、次の方は有効期限が異なります。

| | 対象者 | 有効期限 |
|---|---|--------------------------|
| 1 | 退職被保険者および退職被扶養者で平成27年11月30日までに65歳になる方※1 | 65歳の誕生月の月末(1日生まれの場合は前月末) |
| 2 | 平成27年11月30日までに75歳になる方※2 | 満75歳の誕生日の前日 |
| 3 | 平成27年11月30日までに在留期間の満了日を迎える外国籍の方 | 在留期間の満了日 |

※1 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者の方は、65歳未満であっても、有効期限は退職被保険者と同じになります。

※2 誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証を利用してください。

保険証の裏面に 「臓器提供の意思表示」を することができます

保険証の裏面に、臓器提供の意思表示欄を設けています。必要事項を記入することで意思表示ができます。

なお、記入の有無で、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

また、記入した後でも、いつでも臓器提供の意思を変更できます。その場合は、保険証の再交付を受けてください。

※記入は任意であり、義務付けではありません。

届け出が必要です

左表の場合、14日以内に届

| 国保に加入する場合 | 手続きに必要なもの |
|----------------------------|---|
| 豊岡市に転入してきたとき | ・他の市区町村の転出証明書 ・印かん ・本人確認書類(運転免許証・住基カードなど) |
| 職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき | ・職場の健康保険資格喪失証明書 ・印かん ・本人確認書類 |
| 生活保護を受けなくなったとき | ・保護廃止決定通知書 ・印かん ・本人確認書類 |
| 子どもが生まれたとき | ・印かん ・窓口に来た方の本人確認書類 |
| 外国籍の人が加入するとき | ・外国人登録証明書またはパスポート |

け出が必要です。

◆注意◆

○国保に加入する場合

加入届が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただくほか、その間の医療費が全額自己負担になる場合があります。

○国保をやめる場合

社会保険等に加入の場合は、国保資格喪失の手続きが必要です。

| 国保をやめる場合 | 手続きに必要なもの |
|---------------------------|---|
| ほかの市区町村に転出するとき | ・保険証(国保加入者全員分) ・印かん |
| 職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき | ・国保の保険証と職場の健康保険証(後者が未交付の場合は加入を証明するもの) ・印かん |
| 生活保護を受け始めたとき | ・保護開始決定通知書 ・保険証(国保加入者全員分) ・印かん |
| 外国籍の人がやめるとき | ・外国人登録証明書またはパスポート ・保険証 |

| 保険証の差替えが必要となる場合 | 手続きに必要なもの |
|------------------------------|--|
| 退職者医療制度の対象となったとき | ・保険証(国保加入者全員分) ・年金証書 ・印かん ・本人確認書類 |
| 豊岡市内で住所が変わったとき | ・保険証 ・印かん ・本人確認書類 |
| 世帯主や氏名が変わったとき | |
| 世帯が分かれたり、一緒になったとき | ・保険証 ・在学証明書 ・印かん ・本人確認書類 |
| 修学のため、別に住所を定めるとき | |
| 保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき) | ・本人確認書類 ・印かん |

届け出が遅れると、健康保険料(税)の二重払いになります。資格喪失後に「国民健康保険証」で受診すると、本来社会保険等が負担すべき医療給付費分(7割)などを国保に返還することになります。

《問合せ》市民課 国保医療係

☎21-9061 または各支所 市民福祉係





くらしの情報

- 豊岡市役所 ☎23-1111
- 城崎支所 ☎32-0001
- 竹野支所 ☎47-1111
- 日高支所 ☎42-1111
- 出石支所 ☎52-3111
- 但東支所 ☎54-1000

期間

全国一斉「女性の人權
 ホットライン」強化週間

日 11月17日(月)～21日(金)午
 前8時30分～午後7時、11
 月22日(土)・23日(日)午前
 10時～午後5時
 内 夫、パートナーからの暴力

催し

子育てセンターから

竹野 ☎47-2030
 ① リサイクルバザー
 日 11月26日(水)午前
 10時～午後3時
 対 市内のどなたでも
 内 衣類(大人服も)、おもちゃ、
 靴、絵本、日用品のバザー
 持 小銭

日高 ☎42-4610

やセクシユアル・ハラスメ
 ントなど、女性をめぐる人權
 問題の電話相談(秘密厳守)
 相談電話番号
 ☎0570-070-810
 (全国共通ナビダイヤル)

担当者 人權擁護
 委員、法務局
 職員
 問 神戸地方法務局人權擁護課
 ☎078-392-1821



② Xmasだよ! パパと遊
 ぼうDAY!
 日 12月7日(日)午前10時30分
 ～11時45分
 対 定 乳幼児と保護者30組(小
 学生の兄弟も可)

内 親子ふれあい遊び
 講師 生涯学習サポー
 ト兵庫 榎本英樹さん
 申期 12月5日(金)



③ 親子3B体操
 日 11月26日(水)午前10時30分
 ～11時30分

対 定 おおむね2歳までの幼児
 と保護者15組
 講師 日本3B体操協会 永尾
 恵子さん
 持 お茶、タオル
 申期 11月20日(木)

④ 「まちの子育て広場事業」ベ
 ビービクス&ベビー3B体
 操
 日 12月3日(水)午前10時30分
 ～11時30分
 所 合橋地区公民館(但東町出
 合)

対 3カ月以上おおむね1歳6
 カ月以下の乳幼児と保護者
 定 10組
 内 赤ちゃんと一緒に体操、保
 護者のストレッチ
 講師 日本3B体操協会 永尾
 恵子さん
 持 バスタオル、お
 茶、動きやすい
 服装
 申期 11月20日(木)



⑤ 子育て講演会

日 12月5日(金)午前10時30分
 ～11時30分
 対 定 子育て中の保護者15人
 (二時保育10人)
 内 講演。演題「子育てを楽し
 もう!」
 講師 東光寺 坊守
 東井浴子さん
 申期 11月20日(木)

所 の記載のないものは各子育
 てセンターで開催
 申 問 各子育てセンター
 共通事項



あいうえお日本語発表会
 ～日本語deはなそう～
 日 11月30日(日)午後1時30分
 ～4時30分
 所 豊岡市民プラザ 市民活動
 室D(大手町)
 内 あいうえお日本語教室の学
 習者が、日本語で発表。来
 場者との茶話会も開催
 問 NPO法人にほんご豊岡あ
 いうえお ☎20-4037
 ☎080-9478-15525

子育て講演会